

生駒市規則第16号

生駒市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月29日

生駒市長 山下 真

生駒市公印規則の一部を改正する規則

生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「必要事項を記入し、認印する」を「認印し、公印使用簿（様式第2号の2）に必要事項を記入させる」に改める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(生駒市下水道条例施行規則の一部改正)

2 生駒市下水道条例施行規則(昭和59年4月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

公 印 使 用 欄	年 月 日	を	公 印 使 用 欄	審査	に
	検印者 ㊟			整理番号	

改める。

(生駒市下水道条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の生駒市下水道条例施行規則の規定により作成されている排水設備等計画確認申請書の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。